

争訟費用支給金要綱

平成 25 年 3 月 19 日
同 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書第 15 条の規定に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）との間に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 31 年法律第 107 号）第 3 条の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村（以下「市町村」という。）が行った消防団員等公務災害補償に関する決定（以下「補償に関する決定」という。）について不服のある者から訴訟が提起され、その判決が確定し、又は和解が成立した場合に、当該訴訟に係る訴訟費用及び弁護士費用（以下「争訟費用」という。）を負担した市町村に対する基金の支給金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給金の支給)

第 2 条 基金は、市町村が次の各号のいずれにも該当する場合には、支給金を支給する。

- (1) 補償に関する決定について不服のある者から訴訟が提起され、その判決が確定し、又は和解が成立したこと。
- (2) 補償に関する決定が基金の判断を尊重し、それに従って行われたものと認められること。

(支給金の額)

第 3 条 支給金の額は、市町村が負担した争訟費用の額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(申請手続)

第 4 条 第 2 条に規定する支給金を受けようとする市町村長は、様式第 1 号による争訟費用支給金申請書を基金常務理事に提出するものとする。

(支給の決定及び通知)

第 5 条 基金常務理事は、前条の申請書を受理したときは、速やかに支給金を支給するかどうか決定し、申請者に対して様式第 2 号による争訟費用支給金決定通知書を送付するものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に発生した事故に係る争訟費用について適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 30 日から施行し、同日以後に発生した事故に係る争訟費用について適用する。

様式第2号

消基発第 号
年 月 日

市町村長等 あて

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事名 印

争訟費用支給金決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のありました争訟費用支給金の支給については、
下記のとおり決定し、支給しますので、通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支払日 平成 年 月 日
- 3 振込先 貴職が指定した口座